

～獣医師が麻薬を取り扱うために～

1 麻薬免許

(1) 麻薬施用者免許

ア 疾病治療の目的で業務上**麻薬を施用するために必要**な免許です。

イ **個人**に与えられる免許であり、**免許を受けた者以外は麻薬を取り扱えません**。

ウ 免許証に記載された飼育動物診療施設以外では麻薬の施用ができません（免許証に記載された飼育動物診療施設に追加・変更が生じた場合は、変更後15日以内に麻薬施用者免許証記載事項変更届を提出する必要があります。）。

エ 都道府県が異なる2か所以上の診療施設で麻薬を施用するためには、各都道府県知事から免許を受けなければなりません。

(2) 麻薬管理者免許

ア 麻薬施用者が2名以上いる施設では、常勤の獣医師1名が麻薬管理者免許を取得する必要があります。

イ 麻薬管理者は、その施設の麻薬管理義務（保管、受払、廃棄、帳簿の記載等）を負います。麻薬施用者が1名だけの施設では麻薬管理者を置く必要はありませんが、麻薬施用者自らが麻薬を管理しなければなりません。

ウ 次の事項に該当する場合、あらかじめ麻薬管理者免許を新規申請しなければなりません。

(ア) 勤務する飼育動物診療施設を変更し、変更後の施設で麻薬管理者となる場合

(イ) 飼育動物診療施設を移転する場合

(ウ) 飼育動物診療施設の開設者を変更する場合

（例：法人A⇔法人B、個人⇔法人、個人⇔個人）

麻薬免許取得例（獣医師が複数名の場合）

勤務形態	取得免許
院長A 週5日勤務	麻薬施用者 麻薬管理者
常勤獣医B 週4日勤務	麻薬施用者
非常勤獣医C 週1日勤務	麻薬免許なし (麻薬施用不可)

(3) 麻薬施用者（管理者）免許申請又は届出方法

ア 申請書類等

詳細は、下記イのホームページ内、麻薬施用者免許申請、麻薬管理者免許申請又は麻薬取扱者免許証記載事項変更届のページをご覧ください。

イ「麻薬取扱者免許関係」申請様式ダウンロードサービス

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo

(4) 業務の廃止

飼育動物診療施設を廃止したときや麻薬の取扱いをやめたとき（診療施設の廃止・移転、開設者の変更・死亡（個人開設）・解散等）は、15日以内に業務廃止並びに所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければなりません。また、所有麻薬については、廃止した日から50日以内に廃棄又は譲渡を行い、その後15日以内にその旨を届け出る必要があります。

2 麻薬保管庫

(1) 保管庫の要件

ア **施錠**設備が必要です。なお、東京都では、2か所以上の施錠設備（シリンダー錠とダイヤル錠の組合せが望ましい。）を設けるようお願いします。

イ 金属製の堅固な設備でなければなりません。スチール製のロッカー、固定されていない手提げ金庫、引き出し等は**不可**です。

ウ 外側から容易に外せないよう固定し、容易に移動できない状態にしてください。ただし、概ね50kg以上の重量があれば固定しなくてもかまいません。

エ **麻薬専用**にしてください。他の医薬品、現金及び書類（麻薬帳簿等）等を一緒に入れないでください。

オ 購入した麻薬が全量収納できる大きさにしてください。

カ 保管庫の鍵は、麻薬管理者（施用者）が責任を持って人目のつかないところに保管し、出し入れのとき以外は必ず施錠してください。

(2) 保管庫設置場所

ア 麻薬管理者（施用者）の勤務する飼育動物診療施設内に設置してください。獣医師の自宅等、当該施設外での設置は認められません。

イ 人目につかず、関係者以外の出入りのない場所を選んでください。

3 麻薬の管理

(1) 麻薬の譲受け・譲渡し

ア 譲受け

麻薬の譲受けは原則として**都内(他県は不可)**の麻薬卸売業者からに限られます。飼育動物診療施設間の貸し借りは絶対にしないでください。

イ 譲渡し

麻薬を譲り渡すことができるのは、麻薬施用者が患者に麻薬を施用する場合のみです。麻薬卸売業者への**返品、他の診療施設へ持ち出して施用・交付することはできません**。

(2) 廃棄

ア 麻薬廃棄届

麻薬の廃棄は、原則として、事前に「麻薬廃棄届」を提出してから、東京都保健医療局職員の立会いの下廃棄しなければなりません。**勝手に廃棄することはできません**。

イ 麻薬廃棄届出時必要書類等

(ア) 麻薬廃棄届

(イ) 廃棄したい麻薬

(ウ) 麻薬帳簿

(3) 事故

破損、流失等により、麻薬が回収不能になった場合や、盗取、所在不明等の事故があった場合は、速やかに「麻薬事故届」を提出しなければなりません。

(4) 麻薬帳簿

麻薬管理者（施用者）は、麻薬帳簿に次の事項を記載しなければなりません。

また、麻薬の在庫量と帳簿に記載された麻薬の残高は、**常に一致**しなければなりません。

ア 譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日

イ 施用した麻薬の品名、数量及びその年月日

ウ その他（事故、廃棄など）

(5) 麻薬管理者（施用者）の届（年間届）

麻薬管理者（施用者）は、毎年11月30日までに、前年の10月1日からその年の**9月30日までに取り扱った麻薬の品名・数量を東京都知事に届け出なければなりません**。

4 立入検査

麻薬対策担当では、麻薬による事故の未然防止等の目的で、不定期の立入検査を行っています。立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず確認してください。

<お問い合わせ先>

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北側

東京都保健医療局健康安全部薬務課

薬事免許担当 TEL 03（5320）4503（免許申請、各種届出等）

麻薬対策担当 TEL 03（5320）4505（保管庫、事故届、管理等）

ホームページ

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai>

（ホームページから、麻薬取扱の手引き、新規指定麻薬の情報等が閲覧できます。）